

改正助成金オンライン説明会

各種助成金の改正内容のご紹介

令和5年 2月7日／2月8日／2月9日

滋賀労働局 職業安定部 職業対策課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

次 第

I 改正の目的

II 改正対象助成金

- 1 人材開発支援助成金
- 2 特定求職者雇用開発助成金
- 3 産業雇用安定助成金
- 4 中途採用等支援助成金
- 5 労働移動支援助成金
- 6 キャリアアップ助成金

I 改正の目的

改正の目的

令和4年秋に閣議決定された物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策をふまえ、各種助成金を改正。

人への投資の強化（特にグリーン及びデジタル分野における人材育成）や、賃上げの促進、円滑な労働移動と多様な働き方の推進などが主な目的。

Ⅱ 改正対象助成金

人材開発支援助成金

人材開発支援助成金（略称：人開金）

- ・人材開発支援助成金とは
- ・コースの種類
- ・新たに創設されたコースの概要
- ・主な変更点

I 人への促進コースについて **改正**

II 事業展開等リスキリング支援コースについて **新設**

人材開発支援助成金とは

事業主が労働者に対して訓練を実施した
場合に訓練経費や訓練期間中の賃金の一部
などを助成する制度

コースの種類

本助成金は、改正前は8つのコースがありましたが、改正後は**9つのコース**に増えました。

- 1 特定訓練コース
- 2 一般訓練コース
- 3 教育訓練休暇付与コース
- 4 特別育成訓練コース
- 5 建設労働者認定訓練コース
- 6 建設労働者技能実習コース
- 7 障害者職業能力開発コース
- 8 **人への投資促進コース** R4.12月 **改正**
- 9 **事業展開等リスキリング支援コース** R4.12月 **新設**

既存コース

改正内容について

I. 「人への投資促進コース」の改正

助成限度額・助成率の変更、支給対象訓練の追加など

II. 「事業展開等リスキリング支援コース」の新設

新たな分野に事業を展開する、グリーン/デジタル化などに対応するための人材育成を支援する制度

I. 「人への投資促進コース」の改正

「人への投資促進コース」とは？

「人への投資」を加速化するため国民の皆様からのご提案を形にした訓練コース。以下の5つの訓練メニューがあります。

- ▶ 定額制訓練
- ▶ 自発的職業能力開発訓練
- ▶ 長期教育訓練休暇制度／短時間勤務等制度
- ▶ 高度デジタル人材訓練／成長分野人材訓練
- ▶ 情報技術分野(IT分野)認定実習併用職業訓練

I. 「人への投資促進コース」の改正

主な変更点

① 「助成限度額」の引き上げ

1年度に受給出来る助成額 1,500万円 → 2,500万円

② 「定額制訓練」の助成率の引き上げ

中小企業 45% → 60%
大企業 30% → 45%

③ 「自発的職業開発訓練」の助成率の引き上げ

経費助成率 30% → 45%
助成限度額 200万円 → 300万円

④ 「高度デジタル人材訓練」の支給対象訓練の追加

「マナビDX（デラックス）」の講座のうち、支給対象講座が**増加**

Ⅱ. 「事業展開等リスクリング支援コース」の創設

「事業展開等リスクリング支援コース」とは？

- ・ 企業の持続的な発展のため、新製品の製造や新サービスの提供などにより**新たな分野に事業を展開**する
- ・ デジタル、グリーンといった**成長分野の技術**を取り入れ**業務の効率化**などを図る



対応する人材の育成に取り組む事業主を対象に、**訓練経費**や訓練期間中の**賃金の一部**を高率助成する制度

※事業展開は、訓練開始日から起算して、**3年以内に実施予定**のものまたは**6か月以内に実施した**もの

Ⅱ. 「事業展開等リスクリング支援コース」の創設

対象となる訓練

- ① 訓練時間数が **10時間以上**の**OFF-JT**
- ② 職務に関連した訓練であって、次の2つのいずれかに該当するもの

▶ 事業展開を行うにあたり、**新たな分野で必要**となる専門的な知識及び技能を習得させるための訓練

▶ **事業展開は行わない**が、企業内の**デジタル化**や**グリーン化**を進めるにあたり、関連する業務に従事させる上で必要となる専門的な知識及び技能を習得させるための訓練

Ⅱ. 「事業展開等リスキリング支援コース」の創設

3. 助成率・助成額

①助成率・助成限度額

経費助成率		賃金助成額(1人1時間)		1事業所1年度あたりの助成限度額
中小企業	大企業	中小企業	大企業	
75%	60%	960円	480円	1億円

②受講者1人あたりの経費助成限度額

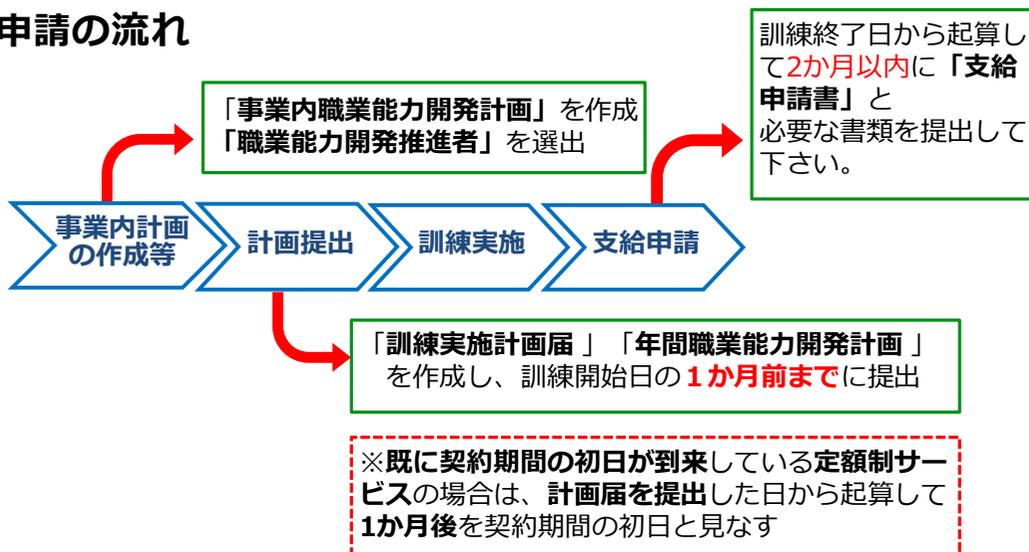
10h以上100h未満		100h以上200h未満		200h以上	
中小企業	大企業	中小企業	大企業	中小企業	大企業
30万円	20万円	40万円	25万円	50万円	30万円

人への投資促進コース

事業展開等リスキリング支援コース

申請の流れ

申請の流れ



人材開発支援助成金 改正内容について

詳しく知りたい場合は
リーフレット・パンフレットでご確認ください

「人への投資促進コース」

リーフレット（改正内容周知用）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001019756.pdf>



パンフレット（最新詳細版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001019761.pdf>



「事業展開等リスキリング支援コース」

リーフレット（改正内容周知用）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001019757.pdf>



パンフレット（最新詳細版）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001019762.pdf>



人材開発支援助成金

19

特定求職者雇用開発助成金

特定求職者雇用開発助成金（略称：特開金）

- ・ 特定求職者雇用開発助成金とは
- ・ コースの種類
- ・ 基本6コースについて
- ・ 上乗せ助成について【拡充】

特定求職者雇用開発助成金とは

高年齢者、障害者、その他の就職が特に困難な方を
ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働
者を雇い入れる事業主に対して、助成をする制度。
雇用機会の増大および雇用の安定を図ることを目的。

コースの種類

特開金は対象労働者によって支給額や支給対象期間が異なり、6つのコースに分けられます。〈基本6コース〉

- 1 特定就職困難者コース
- 2 生涯現役コース（R4年度で廃止）
- 3 被災者雇用開発コース（R4年度で廃止）
- 4 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース
- 5 就職氷河期世代安定雇用実現コース
- 6 生活保護受給者等雇用開発コース

基本6コース

上乘せ助成（成長分野等人材確保・育成コース）

概要

基本6コースを申請可能な事業主が、

- I. デジタル、グリーン分野の業務に従事させるために採用する場合【成長分野】
- II. 未経験職種での採用後、人材育成の訓練を行い、賃上げを行う場合【人材育成】

助成額が1.5倍になる

I 上乗せ助成【成長分野】

判断基準

基本6コースの対象者をデジタル、DX化やグリーン、カーボンニュートラル化に資する業務に従事させる場合が対象。従事する業務の主たる部分が成長分野の業務に該当する必要あり。

- ・対象となる例：情報通信系の会社がプログラマーやSEを採用する場合
- ・R4年度～R5年度に条件が変更となるため、詳細については別途ご確認をお願いします。

II 上乗せ助成【人材育成】

未経験職種への転職を希望する基本6コース対象者を採用し、人材育成のための「**訓練**」を行い、「**賃金引上げ**」を実現するのが条件。

対象となる訓練

- ・人材開発助成金を活用した訓練
- ・最後の支給対象期の末日までに訓練を開始

賃金引上げの要件

「賃金引上げ計画」の計画期間内に、採用時の「毎月決まって支払われる賃金」が5%引き上がってること

Ⅱ 上乗せ助成【人材育成】

訓練の範囲

人材開発支援助成金を活用した訓練が対象

- ①特定訓練コース（労働生産性向上訓練、熟練技能育成・継承訓練）
- ②特別育成訓練コース（中長期的キャリア形成訓練、有期実習型訓練）
- ③人への投資促進コース（高度デジタル人材等訓練）
- ④事業展開等リスクリング支援コース
- ⑤訓練時間数が50時間以上の訓練

人材開発支援助成金

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/d01-1.html



同一労働者に対する特開金と人開金の賃金助成はいずれか一方のみ支給。

特定求職者雇用開発助成金

27

Ⅱ 上乗せ助成【人材育成】

賃金引上げ要件

- ・「賃金引上げ計画書」を作成
- ・「賃金引上げ計画」の計画期間(最大3年)内に採用時の「毎月決まって支払われる賃金」が5%以上引き上がってること

特定求職者雇用開発助成金

28

上乗せ助成の支給額

中小企業で、1週間の所定労働時間が30時間以上の労働者の場合

例1 高年齢者（60歳以上65歳未満）
助成額 300,000円 → 450,000円
150,000円UP

例2 重度障害者
助成額 400,000円 → 600,000円
200,000円UP



企業規模や所定労働時間などによって助成額が異なりますので、別途ご確認ください

上乗せ助成【人材育成】の申請の流れ

1 ハローワーク等からの職業紹介

2 対象者の採用

3 賃金引上げ計画書の作成

4 人材開発支援助成金の計画届の提出

5 訓練実施

6 人材開発支援助成金の支給申請・決定

7 支給申請・審査・決定

特定求職者雇用開発助成金 改正内容の詳細

助成金の受給にあたっては、各種要件があります。
ご不明な点については、最寄りのハローワークへ
お問い合わせください。

上乗せ助成（特開金成長分野等人材確保・育成コース）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/tokutei_seichou_00008.html

既存メニュー

成長分野 制度概要リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/000922236.pdf>

拡充メニュー

人材育成 制度概要リーフレット

<https://www.mhlw.go.jp/content/001018961.pdf>



特定求職者雇用開発助成金

31

産業雇用安定助成金

産業雇用安定助成金（略称：産雇金）

- ・ 産業雇用安定助成金とは
 - ・ コースの種類
 - ・ 在籍型出向とは
 - ・ 改正した拡充内容、新設内容について
- I 雇用維持支援コース **拡充**
 - II スキルアップ支援コース **新設**

産業雇用安定助成金とは

事業活動の一時的な縮小を余儀なくされ、
在籍型出向を行う場合に
出向元・出向先の双方の
事業主に対して、その出向に要した賃金や経費の
一部を助成をする制度。
労働者の雇用を維持することが目的。

コースの種類

本助成金は、改正前は新型コロナウイルス感染症の影響を受けた時のみ雇用維持を目的とする1コースでしたが、改正後は状況によって選択可能な**2つのコース**に増えました。

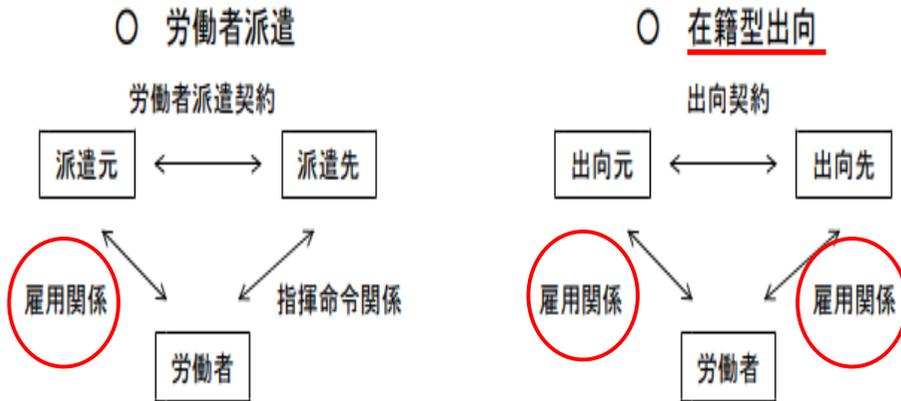
- 1 雇用維持支援コース **(R4.12月 拡充)**
- 2 **スキルアップ支援コース (R4.12月 新設)**

在籍型出向とは (概要)

本助成金の対象となる出向は、

- ・ 従業員たる地位を保有し他の事業主の事業所で勤務するいわゆる「**在籍型出向**」
- ・ 出向終了後に労働者が出向元事業所に復帰する

在籍型出向とは (労働者派遣との違い)



改正内容について

I. 「雇用維持支援コース」の拡充 (R4.12~)

復帰後訓練 (off-JT)の助成 など

II. 「スキルアップ支援コース」の新設 (R4.12~)

自社にない技術・技能を獲得するための出向を助成。
※新型コロナウイルス感染症の影響に関係なくともよい。

I. 「雇用維持支援コース」の改正

「雇用維持支援コース」とは？

新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が在籍型出向により雇用を維持する場合に助成する。出向元と出向先の双方の事業主に対して助成される。

助成の内容

- ▶ 出向初期経費助成
- ▶ 出向運営経費助成
- ▶ 出向復帰後経費助成

I. 雇用維持支援コース：出向初期経費助成

出向初期経費助成

【対象】 出向元事業主と出向先事業主

【内容】 出向前に出向の成立に必要な措置を行った場合に助成。
例) 就業規則の作成等を社労士に依頼した際の経費

【助成額】 10万円

I.雇用維持支援コース：出向運営経費助成

出向運営経費助成

【対象】 出向元事業主と出向先事業主

【内容】 出向中の賃金や必要な経費の一部を助成
(教育訓練、労務管理に関する調整経費など)

【助成額】	助成率	中小企業	中小企業以外
	出向元が解雇なし	9 / 10	3 / 4
出向元が解雇あり	4 / 5	2 / 3	
上限額 (出向先・元の合計)	12,000円 / 1人1日あたり		

I.雇用維持支援コース：出向復帰後経費助成

出向復帰後経費助成 **新設**

【対象】 出向元事業主

【内容】 出向から復帰した労働者に対して、**出向で新たに得たスキル・経験をブラッシュアップさせる訓練（OFF-JTに限る）を受講させた場合に、経費と訓練期間中の賃金の一部を助成。**

【助成額】	経費助成	賃金助成
	実費(上限30万円)	900円 / 1人1時間あたり (上限600時間)

Ⅱ.スキルアップ支援コース **新設**

「スキルアップ支援コース」とは？

新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、事業活動の一時的な縮小を余儀なくされた事業主が在籍型出向により雇用を維持する場合に助成する。

助成の条件

- ▶ 労働者のスキルアップを目的とする出向
- ▶ 出向した労働者が出向期間終了後、元の事業所に戻って働くことが前提である出向
- ▶ 労働者の出向復帰後6カ月間の各月の賃金を出向前賃金と比較していずれも**5%以上**上昇させる

Ⅱ.スキルアップ支援コース **新設**

【対象】 **出向元事業主**

【支給額】

	中小企業	中小企業以外
助成率	2 / 3	1 / 2
助成額	以下のいずれか低い額に助成率をかけた額（最長1年まで） ・ 出向労働者の出向中の賃金のうち出向元が負担する額 ・ 出向労働者の出向前の賃金の1/2の額	
上限額	8,355円/1人1日あたり (1事業所1年度あたり1,000万円まで)	

※申請するためには、出向の準備を整えた上で事前に出向計画届を提出する必要あり。

産業雇用安定助成金 改正内容の詳細

雇用維持支援コース

リーフレット



<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000735394.pdf>

ガイドブック



<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000814628.pdf>

スキルアップ支援コース

リーフレット



<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001019374.pdf>

ガイドブック



<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001018972.pdf>

中途採用等支援助成金

中途採用等支援助成金（略称：中採金）

中途採用等支援助成金とは

- ・ コースの種類
- ・ コースの概要
- ・ 主な変更点

I 中途採用拡大コース **改正**

A：中途採用率の拡大の要件

B：45歳以上の中途採用率の拡大の要件

中途採用等支援助成金とは

本助成金は、それぞれの目的にあわせて事業主に支給する
2つのコースで構成されています。

I. 中途採用拡大コース

中途採用の拡大に取り組む事業主への支援を目的

II. UIターンコース

移住者の雇用機会の拡充および雇用の安定を目的

コースの概要

I. 中途採用拡大コース

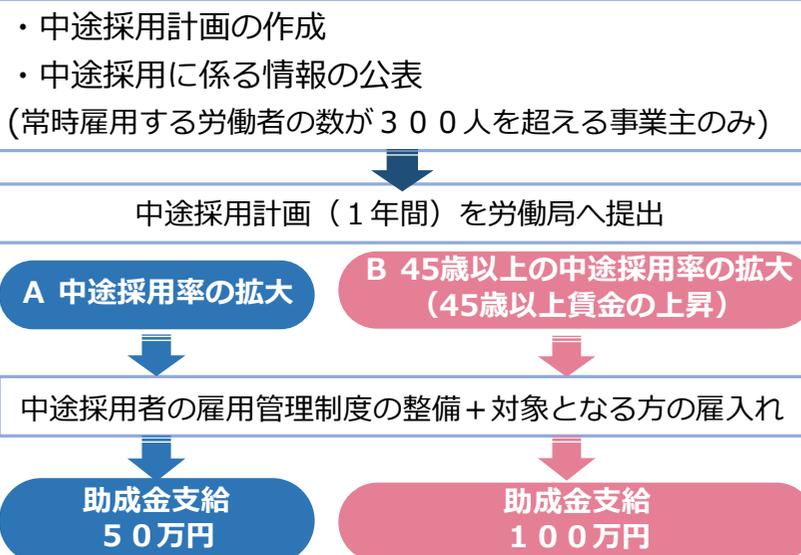
中途採用者の雇用管理制度を整備した上で中途採用の拡大（A:中途採用率の拡大、またはB:45歳以上の中途採用率の拡大と賃金上昇）を図った事業主に対して助成するもの。

II. UIJターンコース

東京圏からの移住者を雇い入れた事業主に対し助成するものであり、移住者の雇用機会の拡充および雇用の安定を目的としています。

※地方創生推進交付金（移住・起業・就業タイプ）を活用して地方公共団体が実施する移住支援事業を利用したUIJターン者に限ります。 詳細は労働局へお問い合わせ下さい。

I. 中途採用拡大コース：申請までの流れ



A : 中途採用率の拡大の要件

支給対象となる労働者 : 以下の ① ~ ⑤ の要件を満たす労働者

- ① 申請事業主に中途採用により雇い入れられた方
- ② 雇用保険の一般被保険者または高年齢被保険者として雇い入れられた方
- ③ 期間の定めのない労働者(パートタイムを除く)として雇い入れられた方
- ④ 雇入れ日の前日以前 1 年間において、申請事業主の事業所において就労したことがない方
- ⑤ 雇入れ日の前日以前 1 年間において、申請事業主と前職の事業主の独立性が認められること

A : 中途採用率の計算

A : 中途採用率の拡大

中途採用率を **20ポイント以上上昇**させる。

例：過去 3 年間の間に採用した 5 人のうち 2 人が中途採用で、
計画期間中（1 年間）に 3 人採用して、2 人が中途採用。

→中途採用率40%→66.6%【20ポイント以上上昇】

※実際の中途採用率の算出方法は、別途ガイドブックをご確認ください。

B : 45歳以上の中途採用率の拡大の要件

支給対象となる労働者 :

「A:中途採用率の拡大」の要件①～⑤に加え、⑥の要件を満たす労働者

⑥ 雇入れ時の年齢が45歳以上であること

B : 「45歳以上の中途採用率拡大」

「A:中途採用率の拡大」の要件に加えて、以下の措置を実施した事業主に対する助成

- ・過去3年間と比較し、**45歳以上の採用率を10ポイント以上上昇させた**全ての45歳以上支給対象者について、直近の雇入れ前事業所における支払賃金と比較し、当該45歳以上支給対象者の**雇入れ後6か月間の支払賃金をいずれも5%以上上昇させた**

中途採用等支援助成金 改正内容の詳細

中途採用拡大コース

その他にも要件があります。詳細は「中途採用等支援助成金ガイドブック -中途採用拡大コース-」をご確認ください。

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001019612.pdf>



UIJターンコース

UIJターンコースについては、厚生労働省のホームページ「中途採用等支援助成金 -UIJターンコース-」をご参照ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00002.html



労働移動支援助成金

労働移動支援助成金 略称：労移金

労働移動支援助成金とは

- ・コースの種類
- ・コースの概要
- ・主な変更点

I 再就職支援コース

再就職支援、休暇付与支援、職業訓練実施支援

II 早期雇入れ支援コース

早期雇入れ助成、人材育成支援

労働移動支援助成金とは

本助成金は、それぞれの目的にあわせて事業主に支給する
2つのコースで構成されています。

I 再就職支援コース

離職を余儀なくされる方の早期再就職の支援を目的

II 早期雇入れ支援コース

離職を余儀なくされる方の早期再就職支援および
定着の支援を目的

コースの概要

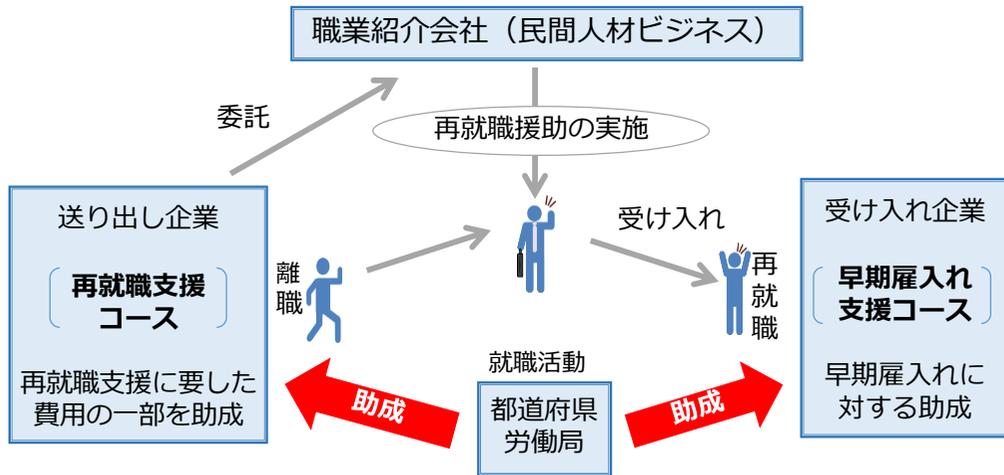
I.再就職支援コース

事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者に対し、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者への委託等により行い、再就職を実現させた事業主に対して助成。

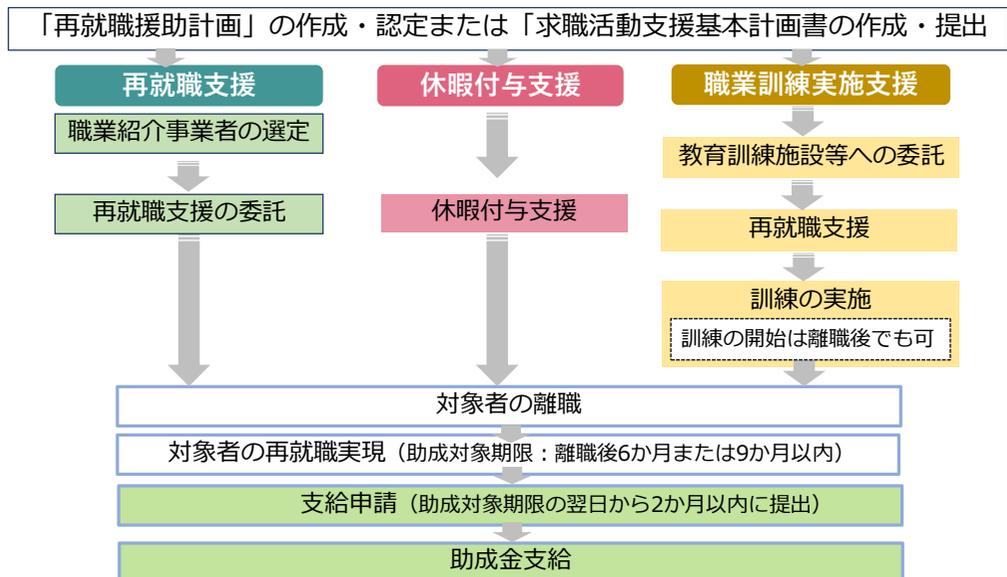
II.早期雇入れ支援コース

「再就職援助計画」または「求職活動支援書」の対象者を、離職日の翌日から3か月以内に期間の定めのない労働者として雇い入れた場合や、その雇い入れた方に対して職業訓練を実施した事業主に対して助成。

送り出し側と受け入れ側



I. 再就職支援コース 申請まで流れ



I. 再就職支援コース 支給額について

再就職支援：支給額は①～③の合計額

- | | | |
|------------|---|--|
| ①再就職支援 | } | 委託総額または 60万円 の
いずれか低い方を上限額と
します |
| ②訓練加算 | | |
| ③グループワーク加算 | | |

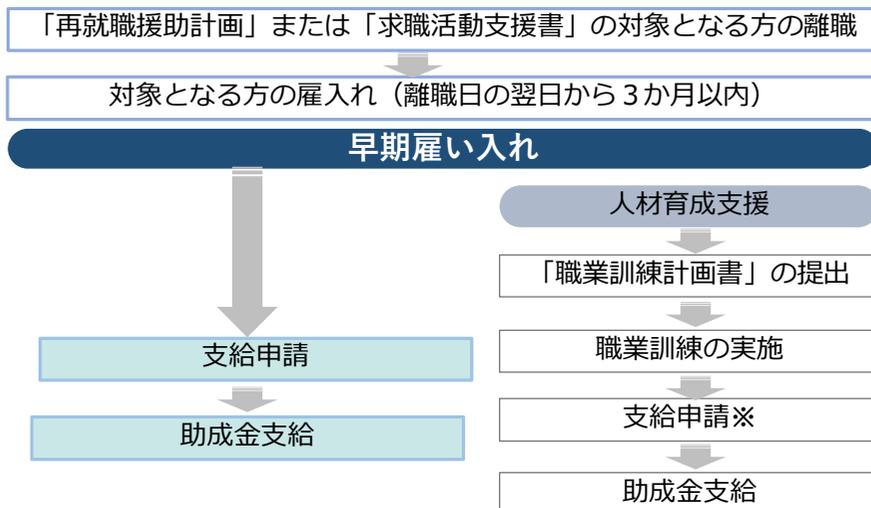
休暇付与支援

- ①休暇付与支援 **休暇付与1日につき8,000～5,000円**
(上限180日分)
- ②再就職加算 離職後1か月以内に再就職を実現させた場合、
対象者1名につき10万円を上乗せ

職業訓練実施支援

訓練実施にかかる**委託費用の2/3の額**(上限30万円)

II. 早期雇入れコース 申請までの流れ



※ 人材育成支援に係る支給申請は、早期雇入れに係る支給申請と併せて行います。

Ⅱ.早期雇入れコース 支給額について

早期雇入れ助成

対象労働者を、その離職日の翌日から3か月以内に、雇用保険被保険者かつ期間の定めのない労働者として雇い入れ、その後6か月を超えて引き続き雇用している事業主

・ 通常助成額 **30万円**



・ **賃金上昇加算 + 20万円**

〔 前職の賃金から雇い入れ後6か月間の各月の賃金を5%以上上昇させた場合に加算 〕

Ⅱ.早期雇入れコース 支給額について

人材育成支援

早期雇い入れ助成の対象者に対し、雇い入れ日から6か月以内に訓練を開始した場合に助成

	通常	優遇助成
OFF-JT 賃金助成	900/時	1,000～1,100円/時
訓練経費助成	上限30万円	40～50万円
OJT 訓練実施助成	800円/時	900～1,000円/時

労働移動支援助成金 改正内容の詳細

I. 再就職支援コース

再就職支援コースについて、「解雇に関するルールについて」や、具体的な「支給対象となる労働者」、「再就職支援の対象となる措置」、「用語の説明」その他、各要件については「労働移動支援助成金ガイドブック-再就職支援コース-」をご確認ください。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11700000/001019351.pdf>

II. 早期雇入れ支援コース

早期雇入れ支援コースについて、「支給対象となる労働者」や、「支給対象となる措置」、「支給対象となる訓練」、「支給対象となる事業主」、その他要件については、「労働移動支援助成金ガイドブック-早期雇入れ支援コース-」をご確認ください。



<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/001019257.pdf>

キャリアアップ助成金

キャリアアップ助成金

- ・キャリアアップ助成金とは
- ・コースの種類
- ・主な変更点
 - 正社員化コースについて **拡充**
 - I 正社員化コース 概要
 - II 加算の対象となる訓練
 - III 加算額

キャリアアップ助成金とは

有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度

コースの種類

本助成金は、労働者の意欲、能力を向上させ、事業の生産性を高め、優秀な人材を確保することが目的。7つのコースで構成。

正社員化支援

- 1 正社員化コース
- 2 障害者正社員化コース

非正規の方を正規へ

処遇改善支援

- 3 賃金規定等改定コース
- 4 賃金規定等共通化コース
- 5 賞与・退職金制度導入コース
- 6 選択的適用拡大導入時処遇改善コース
- 7 短時間労働者労働時間延長コース

非正規の方の処遇改善

助成金の対象となる事業主

- ▶対象労働者に係る**キャリアアップ計画**を作成し、労働局の認定を受けている。
- ▶対象労働者に対する労働条件、勤務状況等を明らかにする書類及び就業規則等を整備し、賃金の算出方法を明らかにすることができる。 など

I .正社員化コース

- 就業規則に基づき、**有期雇用労働者等を正規雇用労働者に転換**した場合に助成。

※賃金の3%以上の増額等、多くの要件があります。また10月1日以降、要件が大きく変更となっています。

通常支給額

() 内は大企業の額

1人当たり**57万円 (42万7,500円)**

★人開金の**特定の訓練終了後**に正規雇用労働者に転換した場合、**助成金額が加算**される。

II .加算の対象となる訓練（正社員化コース）

加算の対象となる

人材開発支援助成金の「特定の訓練」について

人材開発支援助成金

- **事業展開等リスキリング支援コース**

新設

- 特別育成訓練コース
- 人への投資促進コース
- 特定訓練コース

Ⅲ.加算額（正社員化コース）

前掲の人材開発支援助成金の訓練に対する加算額は、以下のとおり。
（赤字は「人への投資促進コース」のうちの一部訓練に対する金額）

	基本助成額 A	訓練加算額 B	合計 A+B
中小企業	57万円	95,000円	66万5,000円 (68万円)
大企業	42万7,500円	(自発的・定額制訓練の場合11万円)	52万2,500円 (53万7,500円)

キャリアアップ助成金 改正内容の詳細

詳しい内容については、下記によりご確認ください。

リーフレット

令和4年12月2日の改正内容について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/001019596.pdf>



ガイドブック

キャリアアップ助成金の詳細について

<https://www.mhlw.go.jp/content/11910500/000923177.pdf>



ご視聴ありがとうございました。

制度のご活用をぜひご検討ください。

お問い合わせ先

滋賀労働局 職業安定部 職業対策課

TEL 077-526-8686

退出後、アンケートにご協力いただきますようお願いします。

退出ボタンを押すとアンケート入力画面が表示されます。

詳細は説明をご希望の方はアンケート内で必要事項を記載ください。追ってご連絡します。